

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性職員が仕事と子育てを両立させることができ、女性職員全員が働きやすい環境をつくることによって、能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：ハラスメント相談に対し、相談受付日から起算して 7 日以内に初期対応（事実確認の着手および本人ヒアリング）を実施した割合を 100%とする
※算定方法：対象期間内の全相談件数に対する達成件数割合

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 相談受付から初期対応までのフローを再周知し、対応責任者（窓口）を明確化する
- 令和 9 年 4 月～ 24 時間対応可能なオンライン相談窓口の導入

目標 2：女性職員の平均勤続年数を 10 年以上とする。

<対策>

- 令和 8 年 4 月～ 直近 1 年の平均残業時間を部署ごとに確認
- 令和 8 年 6 月～ 長時間労働の是正に向けた業務見直しの実施
- 令和 8 年 9 月～ 育児休業、短時間勤務制度の周知・利用促進
- 令和 9 年 4 月～ ラダー制を導入した教育体制の確立・実施